

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
令和3年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（中川地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和3年3月29日から同年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 仙北市角館町東勝楽丁19番地 仙北市役所農林部農林整備課